会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市民憲章推進会議
開 催 日 時	平成28年10月18日 (火) 午前10時から午前10時40分まで
開催場所	みよし市役所 3階 研修室3
出席者	(委員) 古田みどり、岡本眞弓、梅津喜朋、西村準一、木戸早苗、村上雅則、佐野鎭代、清田由雅、杉山八千代、岡本一惠、 秋松成喜、加納貞夫 (事務局) 柴田市民協働部長、近藤市民協働部次長、加藤市民協働専門監、 村田協働推進課長、中島協働推進課主任主査、 藤田協働推進課主査 (計18名) 傍聴者 0名
次回開催予定日	
問 合 せ 先	協働推進課 担当者名 森永、中島 電 話 0561-32-8025 ファクシミリ 0561-76-5702 メール kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp
下欄に掲載するもの	・議事録全文 要約した理由 ・議事録要約
審 議 経 過	<内容> あいさつ <議題> (1) 平成27年度事業実績及び平成28年度事業について (2) 平成29年度事業計画(案)について

会議録		
開会	村田協働推進課長	本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとう ございます。 定刻となりましたので、只今より平成28年度みよし市民憲章推進 会議を開催いたします。 最初に礼の交換を行います。 皆さまご起立ください。
市民憲章唱和	村田協働推進課長	続きまして、市民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭は、加藤市民協働専門監が行います。 市民憲章は、資料の裏表紙に掲載させていただきました。 加藤市民協働専門監が市民憲章の前文を朗読した後、「ひとつ」と 言いましたら、本文を声高らかにご唱和をお願いします。
	加藤市民協働専門監	前文・各本文「ひとつ」 市民憲章唱和
	村田協働推進課長	ご着席ください。
あいさつ		それでは、柴田市民協働部長から、ごあいさつを申しあげます。
	柴田市民協働部長	本日は、公私ともにお忙しい中、みよし市民憲章推進会議にご出席いただきありがとうございます。また、日ごろは本市の市政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。みよし市民憲章は、美しい自然と郷土を愛し保全すること、自らの教養を高めること、次の世代を担う子どもたちを育むこと、互いに助け合える心と心のふれあいを大切にすることを通して、きまりを守り、秩序ある社会を目指す、三好町民像を表現したものとして、昭和50年3月17日に制定されました、「三好町民憲章」として受け継ぎ、昭和50年の制定から本年で41年目を迎えることになります。本日の「みよし市民憲章推進会議」におきましては、市民憲章に謳われている住民自治及び市民の参画と協働の精神を推進するために必要な取組事項について、平成27年度の事業実績及び、平成28年度の事業実施、さらに平成29年度の事業計画(案)について、皆様のご意見やご助言をいただきたく開催させていただくもので、委員の皆様には市民憲章の主旨をご理解いただき、市民憲章にふさわしい事業が今後も展開できますよう、ご理解とご協力をお願いし、ごあいさつとさせていただきます。
	村田協働推進課長	最初に、みよし市民憲章推進会議について、ご説明します。
	中島主任主査	それでは、資料の2ページをご覧ください。 第1条で、この会議の目的は、みよし市民憲章の周知啓発を図るた

めに、みよし市民憲章推進会議を開催することに関し必要な事項を 定めるものとしています。

第2条で、この会議は、市民憲章に謳われている住民自治及び市民 の参画と協働の精神を推進するために必要な事項についての意見 又は助言を求めるとしています。

第3条で、会議に出席依頼をする団体について規定し、教育委員会を始めとした12団体です。

第4条で、会議の運営及び必要があるときには、関係者の出席を求め、意見や説明を聴き、資料の提出を求めることができるとしています。

第5条では、会議の庶務について処理する部署について規定しています。

第6条では、この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定めるとしています。

以上で要綱についての説明を終わります。

村田協働推進課長

会議の参加者は、互選により会議を進行する座長を決めることができるとありますが、今回は、事務局にて進めさせていただきます。

続いて、次第に基づき、議事に入ります。

それでは、1項目目、「平成27年度事業実績及び平成28年度事業」につきまして、事務局より説明いたします。

なお、ご質問につきましては、2項目目の説明終了後に一括して承りますので、よろしくお願いいたします。

中島主任主査

資料4ページをご覧ください。

平成27年度事業実績について、説明します。

次の各事業に協賛し、封筒、回覧版等に市民憲章を印刷し、市民憲章の普及、啓発を行いました。

- ・市の封筒角形2号へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やしました。
- ・各行政区回覧板へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やしました。
- ・各中学校2年生へ立志式、泰斗式等学校の行事に合わせて啓発用クリアファイルを配布しました。
- ・みよし市への転入者全世帯へ啓発用クリアファイルを配布しました。
- ・市民憲章制定40周年となる節目の年でしたので、8月1日号広報で特集を掲載し、市民への更なる周知と啓発に努めました。 平成28年度事業について、説明します。

次のとおりクリアファイルに市民憲章を印刷及び配布し、市民憲章 の普及、啓発を行います。

- ・市の封筒角形2号及び長形3号へ市民憲章を印刷し、市民の目に ふれる機会を増やしています。
- ・各行政区回覧板へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増 やしました。
- ・中学2年生へ啓発クリアファイルを配布します。
- 転入者全世帯へ啓発用クリアファイルを配布しています。

村田協働推進 課長

平成27年度事業実績、平成28年度事業について、ご質問やご意 見などがありましたらお願いします。

梅津委員

今、この市民憲章は25行政区の施設以外のどちらに掲げられてい ますか。

村田協働推進 課長

みよし市になったときに、公共施設すべてに掲げるようにしまし

梅津委員

小中学校にはありますか、小中学校での啓発は必要なものと思いま す。

村田協働推進 課長

玄関にはないかもしれませんが、確認します。

梅津委員

市役所では朝礼等で唱和していますか。

村田協働推進 課長

会議等で唱和をお願いしています。

梅津委員

市が主催する行事や行政区の行事で唱和した方が、掲示を見るだけ よりは良いと思います。空で言えるようになっていくといいです ね。

村田協働推進 課長

市役所では文化の日に実施しており、行政区では総会で実施してい ただいている区もありますが、もう少し唱和の実施に向けてお願い していきます。

村田協働推進 課長

小中学校義務教育世代への普及につきましてもう少し研究して、来 年度もっと展開できるように進めていきます。

市、行政区の行事での実施についてお願いはしているものの、実際 どのくらい実施されているか確認させて頂いたり、もう少しお願い していくように工夫してまいります。

委員の皆様も所属する団体での行事等ありましたら、ご協力をお願 いいたします。

課長

村田協働推進 | 続きまして、2項目目、「平成29年度事業計画(案) | につきまし て、事務局よりご説明いたします。

中島主任主査

資料5ページをご覧ください。

平成29年度事業計画(案)について説明します。

(1) 事業趣旨

住民自治及び市民の参画と協働の精神がうたわれている市民憲章 を、まちづくり事業の様々な機会において市民に広く周知します。

(2) 啓発事業

市民憲章の認知度を上げるために、啓発事業を行います。

(3) 平成29年度事業計画(案)について、

- ・市封筒へ市民憲章を印刷して市民への周知を図ることに、取り組んでいきたいと思っております。
- ・各行政区回覧板へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増 やしていく予定でおります。
- ・中学2年生と転入者全世帯へ啓発用クリアファイルを配布し啓発 していく予定でおります。以上で説明を終わります。

村田協働推進課長

来年度は総合計画の見直しの時期で策定に入っていきます。 そこで市民憲章の理念を総合計画の中でうまく表現できるように 努力していきます。こちらは事務的な内容になりますので事業計画 には載っていないということをお伝えしておきます。

村田協働推進課長

来年度の計画について、ご質問やご意見などがありましたらお願いします。

加納委員

回覧板につきまして、自分の行政区では業者の回覧板がまわっていて、市の回覧板は回ってこない。少しでも混ぜて回してもらうようにするとよいと思います。

村田協働推進課長

行政区には毎年、必要な部数を確認してお配りしています。 今、使用していない行政区に少しでもご利用して頂けるようお願い します。

秋松委員

転入者用のファイルの数は27年も28年も1600枚になっていますが、足りますか。

中島主任主査

27年度の実績では平成27年4月1日から平成28年3月1日までの転入が418世帯となっており、転入世帯に1枚お渡ししているので、数は足りています。

木戸委員

広告付きの回覧板が優先されて回っているということですが、役所 の市民憲章が入ったものに、広告を入れて作成することはできます か。

加藤市民協働 専門監

確認してみます。

佐野委員

もっと、個人や家庭に浸透できる工夫や方法があるといいのです が。

村上委員

中学2年生に啓発のためクリアファイルを配布すると言う事ですが、小学生のうちから浸透させた方が良いのではないかと思います。イベントの時に啓発するのもいいですが、イベントで頭がいっぱいの時以外にも市民憲章を取り上げるような事、例えばこの市民憲章を元に議論をするような授業とか、ソフトウェアを充実するのも効果があると思います。

木戸委員

学校の文化祭などのプログラムに印刷するのはどうですか。

西村委員

行政区の判断だと思いますが、行政区の会議、役員会での唱和及び、 すべての資料に市民憲章を印刷するとかいかがでしょう。

また、現在自分の行政区ではこの回覧板を使用していません。雨に弱いため使いづらくなったためです。そこで、回覧板を水に強いものに変えて耐久性のあるものにしてはいかがでしょうか。

岡本一惠委員

家庭から市民憲章の内容を子どもに伝えていければいいと思います。小学校のPTA総会など家庭中心に啓発していくとよいと思います。

杉山委員

区、老人クラブ、学校ほかすべての総会資料、イベント資料等に印 刷してもらうとよい。

村田協働推進課長

このように印刷しているだけでなく、市民の方が読んでみたくなるような工夫を考えてみます。

岡本真弓委員

会の代表として、会議に参加していますが、会に戻った時、唱和を お願いしていった方がいいですか。

村田協働推進課長

村田協働推進 | 是非、お願いします。

古田委員

入学式、卒業式もお願いできるといいですね。

村田協働推進課長

学校、教育委員会に相談しながら考えてみます。

西村委員

回覧板の裏ではなく、表に印刷してはどうですか。

村田協働推進課長

次回作成時にできるようすすめます。

村田協働推進課長

以上で、ご質問やご意見もないようですので、皆さまからいただきました貴重なご意見は、今後の事務の参考とさせていただきます。

本日は、活発なご意見をいただき、ありがとうございました。 以上で、平成28年度みよし市民憲章推進会議を終了いたします。 皆さま、ご起立ください。一同礼。ご着席ください。

*****閉会****

閉会